

1 アンケート調査の集計結果**資料 5 参照****問 1 虐待のとりえ方**

無関心、子どもが望んでいない生き方を強制する、自己の所有物のように扱う行為、子どもに思いやりが持てない行為など
様々な角度からのとりえ方があるが、大きく以下の類型に分けられた。

- 身体的虐待 ○ 心理的虐待 ○ ネグレクト ○ 性的虐待

問 2 子どもの虐待に出会った経験

約 6 割が「はい」と 回答

問 3 子どもの虐待に対するあなたの対応

問 2 で「はい」と 回答した者のうち約 9 割が具体的な対応をしている。

そのうち、約 8 割が子どもや保護者本人に接していた。また、子どもが通っている施設・教育機関や相談機関に相談した者が、約 5 割いた。
相談した機関・施設としては、児童相談センター、子ども家庭支援センターが多く、また、民生・児童委員、保育園、学校、学童クラブ、保健センター、病院などが挙げられた。

問 4 子どもの虐待に対するあなたの思い

様々な思いが寄せられ、皆、共通して、子ども達や家庭に対するサポートが必要という認識が確認できた。

問 5 身近にいる子どもや家庭へ行っている・行いたい支援

親に話しかけたり、話を聞いたり、子どもが意思表示できるような場をつくること、子どもの様子を見守るなどの対応が挙げられた。

子と親の双方に対する関わりが共通して見られた。

問 6 子ども・家庭へ必要な支援に必要なサービス・活動

親のレスパイトのためのショートステイや保育・家事援助等のサービスの充実、アウトリーチしていく相談体制づくり、親子の活動の場の充実、子どもの様子を見守るなど、子と親の双方に対する関わりが共通して挙げられた。

問 7 地域・行政・区民ひとりひとりの働き

親子への支援のできる相談窓口の充実と周知、孤立した家庭を作らないような働きかけ、地域の中で子どもを育てる意識を育むこと、ひとりひとりが尊重される文化の醸成など、多様な提案があった。地域と行政が連携し合いながら、虐待が起きる前の段階から地域で家庭を見守っていくことの大切さが挙げられた。

2 協議 ～アンケート調査結果を基に～

- 調査結果を基に、児童虐待防止法、児童福祉法、DV 法上の児童虐待の定義とのすり合わせを行い、「子どもの虐待」とは何かを確認し合い共有化した。

- ・ **身体的虐待** 児童の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・ **性的虐待** 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ・ **ネグレクト** 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・ **心理的虐待** 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者(婚姻の有無に関わらず)に対する暴力(配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 虐待がどのような原因で生じるのか話し合い、どのような範囲の課題を部会で協議し、深めて提案につなげていくかを議論した。

緊急性の高い、極めて深刻な状況にある被虐待子どもや家庭への支援 専門機関・関係機関のネットワークの 体制強化が大切
虐待に至る前の子どもや家庭への支援 区民ひとりひとりの目線から取組んでいけるのはこの課題では……?